

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	老人医療費助成金の支給	
根拠条例等・条項	堺市老人医療費助成条例を廃止する条例附則第2項、第3項、第4項 堺市老人医療費助成条例施行規則を廃止する規則附則第2項、第3項 廃止前の堺市老人医療費助成条例第8条 堺市重度障害者医療費助成条例第8条（準用する場合を含む。） 堺市重度障害者医療費助成条例施行規則第3条の5第5項、第6条第1項（準用する場合を含む。）	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>老人医療費助成対象者からの申請により、老人医療費助成金を支給する。</p> <p>対象者からの申請に対し、次に掲げる事由に該当すると認めるとき、老人医療費助成金の支給を決定します。</p> <p>(1) 国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により対象者に係る療養費、家族療養費又は特別療養費の支給（食事療養又は生活療養に係る給付を除く。）されたとき</p> <p>(2) 同一の月に支払った一部自己負担額が3,000円を超える場合に係る当該超える額の助成を受けようとするとき</p> <p>(3) 大阪府外または医療証を提示できなくて受診したとき</p>	
標準処理期間	標準処理期間	60日
	標準処理期間を設定できない理由	